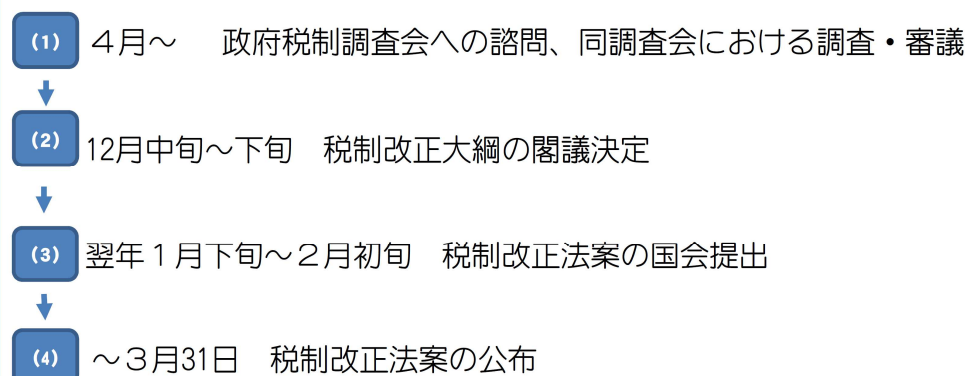


平成 26 年 税 制 改 正 リ ポ ー ト

平成26年度税制改正は、平成25年10月1日及び平成25年12月24日に閣議決定され公表されました。今回は、その中から特に注目すべき改正事項を取り上げます。

★【税制改正の一般的な手続きの流れ】



★【税制改正の情報入手方法のうち主だったもの】

- (1) 週刊 Web情報誌: Profession Journal 税制改正の速報解説・など、税制に関する情報をいち早く入手したい場合
株)プロフェッションネットワーク(TACの子会社) ホームページ → <https://profession-net.com/professionjournal/> ※
- (2) 税制の確定事項・各省庁の要望事項など、税制に関する政策を確認検証したい場合
財務省ホームページ「財務省の政策(税制)→毎年度の税制改正」を中心に閲覧すると便利
- (3) 税制の各省庁の要望事項、政府税制調査会の議論・答申を詳しく確認検証したい場合
内閣府ホームページ「活動・白書等(審議会・懇談会等)→税制調査会」を中心に閲覧すると便利
- (4) 税制の事務的取扱いや個別通達等の改正など
国税庁ホームページ「新着情報」もしくは「税について調べる」、または政権与党のホームページを中心に閲覧すると便利

※ 株)プロフェッションネットワーク Profession Journal(週刊Web情報誌)

平成 26 年度税制改正の大綱より一部抜粋

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において決定した投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講ずる。

また、税制抜本改革を着実に実施するため、所得課税、法人課税、車体課税等について所要の措置を講ずる。さらに、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。

具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

■■ 法人税制 ■■

(平成25年10月1日閣議決定)

1 生産性向上設備投資促進税制の創設

平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に取得等した生産性向上設備等については、「特別償却（即時償却）」と「取得価額×5%（3%）の税額控除（法人税額の20%限度）」との選択適用ができる。

※ 平成28年4月1日以後は、「即時償却」が「取得価額×50%（25%）」の特別償却とされ、税額控除の割合は4%（2%）とされる。

2 中小企業投資促進税制の拡充と延長

中小企業者等が平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に取得等した特定機械装置等のうち生産性向上設備等については、「特別償却（即時償却）」と「取得価額×7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除（法人税額の20%限度）」との選択適用ができる。

3 研究開発税制の拡充と延長

試験研究費が増加した場合等の税額控除が改組（試験研究費増加額×増加割合（最高30%））され、適用期限が平成29年3月31日まで3年間延長される。

4 ベンチャー投資促進税制等の創設

平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間にベンチャーファンドを通じて行った事業拡張期にあるベンチャー企業等への出資額の80%を限度に、損失準備金を損金算入するなどの制度が創設される。

5 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

耐震改修対象建築物について耐震改修をした場合は、「取得価額×25%」の特別償却が認められる。

6 その他促進税制等の拡充と延長

「雇用者給与等支給額が増加した場合の特別控除制度」の適用要件が緩和され、平成30年3月31日まで2年間延長されたほか、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が平成28年3月31日までの2年間延長される。

(平成25年12月24日閣議決定)

1 復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税の課税期間を1年間前倒しして廃止し、「復興特別所得税の額」の控除について整備される。

2 交際費課税制度の見直し

以下の見直しを行った上で、その適用期限を平成28年3月31日までの2年間延長される。

- ① 交際費等のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入する。
- ② 中小法人の損金算入の特例について、上記①との選択適用とした上、その適用期限を2年間延長する。

3 その他

地方法人課税の偏在是正、国家戦略特別区域法の制定に伴う措置、その他法人税制関連の改正が行われる。

■■ 所得税制 ■■

1 NISA（少額投資非課税制度）の整備

NISA 口座を開設する金融機関について1年単位での変更を可能とするとともに、NISA 口座を廃止した場合にも NISA 口座を再開設することが認められる。

2 生活に通常必要でない資産の範囲の拡大

ゴルフ会員権等が「生活に通常必要でない資産」に加えられ、それらの売却損は、給与所得などと損益通算不可となる。

※ 平成26年4月1日以降に行う資産の譲渡等について適用される。

3 雑損控除の計算方法の見直し

損失額の計算上、その資産の時価を基礎とする計算方法のほか、その資産の取得価額に基づく価額（取得価額－減価償却費累計額相当額）を基礎とした計算方法も認められる。

4 資産の評価損・債務免除益についての整備

個人事業者の資産の評価損の必要経費算入、個人の債務免除益の総収入金額への不算入などの措置が講じられる。

5 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し

相続した土地等を譲渡した場合の取得費加算については、譲渡した土地等に対応する相続税相当額とされる。

6 特定の居住用財産の買換え等の特例の縮減と延長

譲渡資産の譲渡対価に係る要件が1億円に引き下げられ、その適用期限が平成27年12月31日までの2年間延長される。

■ ■ 相続・贈与税制 ■ ■

1 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行準備中の相続税・贈与税について、相続税・贈与税の納税猶予制度が創設され、移行計画の認定制度の施行日以後の相続若しくは遺贈又はみなし贈与に係る相続税又は贈与税について適用される。

2 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

平成26年4月1日以後の収用等のための譲渡については、農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直しが行われる。

■ ■ 消費税制 ■ ■

(平成25年10月1日閣議決定)

1 消費税率の2段階引上げ

適用開始日 区 分	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

2 税率引上げに伴う経過措置

次に掲げる一定のものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用される。

- ① 旅客運賃等
- ② 電気料金等
- ③ 請負工事等
- ④ 資産の貸付け
- ⑤ 指定役務の提供
- ⑥ 予約販売に係る書籍等
- ⑦ 特定新聞
- ⑧ 通信販売
- ⑨ 有料老人ホーム

3 消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないように、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、消費税転嫁拒否等の行為の防止、消費税の転嫁を阻害する表示の是正、総額表示義務の特例、転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止

法適用除外について定めたほか、消費税価格転嫁等総合相談センターの設置など消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じている。

4 消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

平成25年10月1日から平成29年3月31日までに「誤認防止措置」を講じている場合に限り「総額表示」しないことを認める。

5 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正

平成26年4月1日以後の総額表示義務対象取引については、総額表示取引に係る決済上受領すべき金額を税込価格を基礎として計算することができなかったことにつきやむを得ない事情があるときは、経過措置として、当分の間、旧消費税法施行規則第22条第1項（注）の規定を適用可とされた。また、上記4の総額表示義務の特例措置の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして、この経過措置を適用可とされた。

（注）消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年9月30日財令第92号）により廃止された消費税法施行規則第22条第1項をいう。

6 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

特定新規設立法人については、その基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなった。

7 任意の中間申告制度の創設

任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができることとされた。

（平成25年12月24日閣議決定）

1 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

- ① 金融業及び保険業を第5種事業とし、そののみなし仕入率を50%とする。
- ② 不動産業を第6種事業とし、そののみなし仕入率を40%とする。

2 輸出物品販売場制度の見直し

輸出物品販売場制度について、免税販売の対象物品に消耗品（同一店舗で1日に販売する50万円までに限る）が追加されるなど、一定の見直しが行われる。